

甲賀市地域公共交通活性化協議会自動車部会規程

平成21年3月13日

改正 令和5年12月28日

(趣旨)

第1条 この規程は、甲賀市地域公共交通活性化協議会設置要綱（以下「要綱」という。）第9条の規定に基づき、自動車部会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 要綱第3条各号に掲げる事項について甲賀市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の業務を円滑に行うため及び道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域の需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議及び調整するため、甲賀市地域公共交通活性化協議会自動車部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会に付すべき事項に関すること。
- (2) 協議会で議決した事項の執行に関すること。
- (3) 地域の実情に応じた生活交通の確保に関する枠組みづくりに関すること。
- (4) 具体的な路線に係る乗合旅客輸送の態様に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営及び生活交通について必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 部会は、部会長及び部会委員をもって組織する。

- 2 部会長は、協議会会長が指名する。
- 3 部会長は、部会を代表し、その会務を総括する。
- 4 部会委員は、次に掲げる者のうちから協議会会長が指名する。
 - (1) 国及び県における公共交通に関係する行政機関の職員
 - (2) 地域における公共交通に関係する諸団体及び利用者の代表者
 - (3) 関係バス事業者
 - (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体が指名する者
 - (5) 公共交通に関係する部署の市の職員
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(会議)

第5条 部会の会議は、要綱第7条の規定を準用する。この場合において、「協議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

(協議結果)

第6条 部会において協議が整った場合は、道路運送法に基づく地域公共交通会議において協議が整ったものとみなす。

(滋賀県地方バス対策地域連絡協議会との関係)

第7条 部会は、滋賀県地方バス対策地域連絡協議会設置要綱第6条第1項に規定する市町村協議会として、その事務を所掌するものとする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この規程は、平成21年3月13日から施行する。

付 則

(施行期日)

この規程は、令和5年12月28日から施行する。